

# 日本女性放射線腫瘍医の会 細則

## 第1章 会員

(種別)

第1条 この会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

(入会手続)

第2条 正会員、準会員として入会しようとする者は所定の入会申込書に所属施設ならびに専攻分野等必要事項を記載し、本会事務局に提出する。

2. 前項の入会申込書の提出にあたっては、正会員として入会しようとする者はび当該年度の会費を添えて事務局に提出しなければならない。

3. 賛助会員については別途定める。

(会費)

第3条 この会の年度会費額は次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 3,000円
- (2) 準会員、名誉会員・名誉顧問 年会費を免除される
2. 賛助会員については別途定める

(名誉会員・名誉顧問)

第4条 総会への名誉会員候補者の推薦は運営委員会が行う。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。

(休 会)

第 6 条 本人からの申し出があり、運営委員会で認められた場合は、休会扱いとする。休会は年単位とする。休会中は年会費の納入義務を免除される。

(退 会)

第 7 条 正会員および準会員は、退会届を提出して任意に退会することができる

第 2 章 雑則

(細則の改廃)

この細則の改廃は運営委員会の議により行う。

附則

本細則は平成 25 年 4 月 13 日より施行する。